

議案第54号

財産（土地・建物）の貸付について

次のとおり、町有財産（土地・建物）を貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

湯梨浜町長 宮脇正道

1 貸付財産（羽合西コミュニティー施設）

（1）土地

所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬二ノ下浜1350番地

地目 学校用地

面積 8,539.44㎡のうち210.92㎡

貸付料 18,191円（年額）

（2）建物

所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬二ノ下浜1350番地

区分 旧管理・教室棟（鉄筋コンクリート3階建）

面積 1,838.11㎡のうち210.92㎡

貸付料 無償

2 貸付の目的

隣接する旧羽合学校給食センターにおいて地域産物の加工等に取り組むいなか食品株式会社に羽合西コミュニティー施設の一部を貸し付けることにより、町内企業の振興及び地域産物の利用拡大による地域活性化を図ることを目的とする。

3 貸付の相手方

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1350番地

いなか食品株式会社 代表取締役 森 貴洋

4 貸付の期間

令和5年10月1日 から 令和7年1月31日 まで